

事 務 連 絡
令和2年3月10日

関係者各位

備前市 総務部 契約管財課長

建設工事における入札制度の改正について(お知らせ)

平素から、備前市の入札及び契約業務に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、令和2年4月1日より建設工事における入札制度の改正を下記のとおり実施しますので
よろしくお願い致します。

記

改正内容

1. 「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て」制度の廃止

工事の設計・積算に対しての疑義は、質問期間中に受付けます。落札候補者決定後の
申立ては受付いたしません。

2. 「条件付一般競争入札」の範囲拡大・・・資料1

契約管財課が入札執行をする、設計金額130万円以上(消費税及び地方消費税を含
む)については、条件付一般競争入札になります。

ただし、災害、不調・不落札及び特別な事情がある案件は指名競争入札を行う場合があ
ります。

3. 「自社施工適正実施要領」の施行・・・資料2

土木一式工事、水道施設工事、舗装工事は、「主たる工種の自社施工」を求めます。

特に、土木一式工事及び水道施設工事の設計金額500万円以下(消費税及び地方消
費税を含む)については、下請けに付することができませんので御注意ください。

4. 「解体工事」の仕様書発注・・・資料3

設計金額500万円程度(消費税及び地方消費税を含む)の解体工事を、仕様書発注方
式に変更します。